

法令等から見た適正規模について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部科学省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りでない。

同条の規定は、第79条で中学校に準用。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

学級数による学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用）

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学 級 数	小学校1～5 中学校1～2	小学校6～11 中学校3～11	12～18	19～30	31学級以上

学級編成の標準

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号）

第3条第2項表中から引用

学校の種類	学級編成の区分	1学級の児童又は生徒の数
小 学 校	同学年の児童で編成する学級	40人
	2の学年の児童で編成する学級 （複式学級）	16人 (第1学年の児童を含む学級の場合は、8人)
	同学年の生徒で編成する場合	40人
中 学 校	2の学年の生徒で編成する学級 （複式学級）	8人